

**第 欄 国の指定**

この願書を用いてされた国際出願は、規則 4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束される全ての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- DE ドイツについては指定をしない
- JP 日本については指定をしない
- KR 韓国については指定をしない
- RU ロシアについては指定をしない

(上記のチェック欄は、出願の際、国際出願が第 欄においてそれらの特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権主張をする場合に、その国の国内法令に基づき、この先の国内出願の効果が消滅するのを避けることを目的に、当該国の指定を除外するときに限り使用することができる。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。これらの国が持つ国内法令手続の結果に関しては、第 欄の備考を参照。)

**第 VI 欄 優先権主張**

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日・月・年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：* 広域官庁名	国際出願：受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				

他の優先権の主張(先の出願)が追記欄に記載されている。

上記の先の出願(ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る)のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁(日本国特許庁の長官)に対して請求する

すべて  優先権(1)  優先権(2)  優先権(3)  その他は追記欄参照

\* 先の出願が A R I P O 出願である場合には、当該先の出願を行った工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の少なくとも 1 ヶ国を表示しなければならない(規則 4.10(b)(ii))：.....

**第 VII 欄 国際調査機関**

国際調査機関 ( I S A ) の選択 ( 2 以上の国際調査機関が国際調査を実施することが可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。)

I S A / .....  
 先の調査結果の利用請求；当該調査の照会(先の調査が、国際調査機関によって既に実施又は請求されている場合)  
 出願日(日・月・年) 出願番号 国名(又は広域官庁名)

**第 VIII 欄 申立て**

この出願は以下の申立てを含む。(下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載)

申立て数

- 第 VIII 欄(i) 発明者の特定に関する申立て : \_\_\_\_\_
- 第 VIII 欄(ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て : \_\_\_\_\_
- 第 VIII 欄(iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て : \_\_\_\_\_
- 第 VIII 欄(iv) 発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合) : \_\_\_\_\_
- 第 VIII 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て : \_\_\_\_\_